

第2 行政評価・監視の結果

1 食品表示に関する監視業務の適正化

(1) JAS法等に基づく監視業務

勸告	説明図表番号
<p>農林水産省は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく飲食料品の品質に関する適正な表示の確保を図る観点から、立入検査・任意調査及び巡回調査（一般調査及び特別調査）を通じた事業者への指導監督を実施している。これらのうち、立入検査については、JAS法の規定に基づき罰則を設けて行われているものであり、任意調査及び巡回調査については、JAS法に規定がなく、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）の所掌事務として実施されるものである。</p> <p>また、都道府県等も、JAS法等に基づく立入検査等を実施している。</p> <p>これまで各省庁縦割りとなっていた消費者行政を統一的・一元的に推進するため、平成21年9月1日、内閣府の外局として消費者庁が設置された。消費者庁は、消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を行うことを任務の一つとされている（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第3条）。JAS法に関しては、飲食料品の品質に関する表示の基準（以下「品質表示基準」という。）の策定及びこれを遵守させるための命令の発出については、消費者庁が権限を有し（注）実施することとされた。また、JAS法に基づく立入検査及び行政指導は、農林水産省も行うことができ、その場合には、消費者庁へ通知を行うこととされ、さらに、必要な場合には、同庁自ら立入検査を実施することとされた。</p> <p>（注） JAS法第23条第2項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下「JAS法施行令」という。）第12条第1項第2号の規定に基づき、主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に対する措置命令は、都道府県知事が行う（自治事務）こととされた。</p> <p>ア 立入検査・任意調査</p> <p>(7) 立入検査</p> <p>【制度の概要】</p> <p>農林水産大臣は、JAS法第20条第3項の規定に基づき、同法の施行に必要な限度において、同法第19条の13第1項及び第2項の規定により品質表示基準が定められている飲食料品の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又は、その職員にこれらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所等に立ち入り、品質に関する表示の状況又は飲食料品、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>なお、立入検査を実施する職員は、JAS法第20条第4項の規定に基づき、身分証明書の提示が義務付けられている（注）。</p> <p>また、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下項目1(1)において「センター」という。）に、立入検査をさせることができる（JAS法第20条の2第3項）とされている。</p>	表1-(1)-①

(注) 農林水産省は、検査の都度、農林水産大臣又は地方農政局長が発出する検査命令書によって指名された検査官が検査を実施するとしている。

さらに、JAS法第23条第2項において、同法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができることとされており、JAS法施行令第12条第1項第4号の規定に基づき、製造業者等に対する立入検査に関する事務については、当該製造業者等の工場等の所在地を管轄する都道府県知事が行う（自治事務）とされている。ただし、農林水産大臣が製造業者等に対する表示に関する指示等を実施するために必要と認められる場合には、農林水産大臣が自ら立入検査を行うことは妨げられない（JAS法施行令第12条第1項ただし書）。

また、JAS法第23条第3項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第77条第3号の規定に基づき、製造業者等に対する立入検査に関する事務については、当該製造業者等の工場等の所在地を管轄する地方農政局長に委任されている。ただし、農林水産大臣が自ら立入検査を行うことは妨げられない（同施行規則第77条ただし書）（注）。

(注) 農林水産省は、地方分権改革推進委員会に対し、「JAS法に基づく申出の受理、立入検査及び改善指示については、原則として、①県域事業者に関しては、都道府県が、②広域事業者に関しては、国が実施することとされている。国と都道府県の役割分担は明確になっていることから、責任の所在は明確である。」との見解を示している（「国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解について」（平成20年4月23日地方分権改革推進委員会事務局））。

改善指示に従わない県域事業者に対する措置命令については、農林水産大臣が行うとされていたが、平成21年9月1日の消費者庁の設置に併せて、都道府県知事が行うこととされた。この結果、県域事業者についてはJAS法に基づく申出の受理から措置命令までを一貫して都道府県知事が実施できることとなった。

なお、JAS法第27条第4号の規定に基づき、同法第20条第3項又は第20条の2第3項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者には罰則（50万円以下の罰金）が科せられる。

【調査結果】

食品の偽装表示事件において、数次にわたり地方農政事務所等に偽装に係る情報が提供されたにもかかわらず、迅速な立入検査等の対応がとられていなかったことから、農林水産省では、この事実を反省し、事件を検証するとともに、平成19年7月に、一般消費者等から食品表示に関する情報を受け付ける食品表示110番の対応マニュアルを見直して、食品の不適正表示に係る情報の迅速な処理を図り、担当者等によるチェック機能を強化している。

また、「はちみつ」に係る不適正表示など、同一事業者による事件の再発もみられることから、品質表示基準に違反した事業者の改善状況を確認するための調査を適時適切に実施することが、再発防止を図る上で重要であると考えられる。

なお、農林水産省本省は、食品の不適正表示又はそのおそれのある事案の発見後の対応や違反事案の改善状況を確認するための調査について、疑義情報（食品の表示に関する法令に抵触するおそれがある情報のことをいう。以下同じ。）だけ

表1-(1)-ア
-(ア)-①

表1-(1)-ア
-(ア)-②

では不確定な場合もあること及び対象事業者の取引形態等により、確認すべき事項が多種多様であり、事案により「ケースバイケース」で対処せざるを得ないことから、地方農政局（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下項目1(1)及び2において同じ。）・地方農政事務所（以下「農政局・事務所」という。）に対し、立入検査・任意調査の進行管理責任者を定め事案の進行管理を行うよう指示しているものの、立入検査・任意調査を実施するまでの処理期間、そのチェック等について、特に方針を示していない。

今回、平成18年度及び19年度に農政局・事務所が行った立入検査について調査した結果は、以下のとおりである。

a 立入検査の実績

今回調査した北海道農政事務所、東北農政局、東京農政事務所、北陸農政局、東海農政局、大阪農政事務所、広島農政事務所、香川農政事務所及び福岡農政事務所の9農政局・事務所における平成18年度及び19年度の立入検査の実施件数をみると、調査対象機関別及び県域事業者（その店舗等が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等をいう。以下同じ。）・広域事業者（県域事業者以外の製造業者等をいう。以下同じ。）別の件数は、表1のとおり、北海道農政事務所等6農政局・事務所において合計21件となっている。これらのうち、県域事業者に対する立入検査の件数は9件（42.9%）となっている。

表1 9農政局・事務所における立入検査の実施状況

(単位：件)

調査対象機関		北海道農政事務所	東北農政局	東京農政事務所	北陸農政局	東海農政局	大阪農政事務所	広島農政事務所	香川農政事務所	福岡農政事務所	合計
平成18年度	広域事業者	0	1	2	0	0	3	0	0	0	6
	県域事業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	2	0	0	3	0	0	0	6
19年度	広域事業者	3	0	1	0	0	2	0	0	0	6
	県域事業者	3	0	3	1	0	1	0	1	0	9
	計	6	0	4	1	0	3	0	1	0	15
合計	広域事業者	3	1	3	0	0	5	0	0	0	12
	県域事業者	3	0	3	1	0	1	0	1	0	9
	計	6	1	6	1	0	6	0	1	0	21

(注) 当省の調査結果による。

b 立入検査の実施状況

上記の6農政局・事務所が行った21件の立入検査について調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 疑義情報を把握した後、立入検査を速やかに実施することは、一般消費者の信頼を確保する上で、また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという

<p>食品の特性から、重要であると考えられる。</p> <p>平成 18 年度及び 19 年度について、疑義情報を把握してから立入検査を実施するまでの期間を調査したところ、7 日間（注）以上を要したものが 7 件（33.3%）みられた。これらの中には、47 日間（最長）を要したものが 1 件、25 日間ないし 27 日間を要したものが 3 件みられた。</p> <p>（注） 農林水産省は、個別案件の処理については、すべて速やかに行っているとしている。また、平成 19 年 7 月の「食品表示 110 番対応マニュアル」では、農政局・事務所が一般消費者等から疑義情報を受けた場合、当該情報に係る事業者を管轄する関係機関に当該情報を 5 日間以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回付するとされている。今回、この処理方針を参考に、7 日間以上を要した事案を調査した。なお、本調査結果には、「食品表示 110 番対応マニュアル」の見直し以前のものが含まれている。また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、土曜日、日曜日及び祝日であっても立入検査をすべき場合があるとの考えから、土曜日、日曜日及び祝日を含めている。</p> <p>なお、センターでは、i) 立入検査を平成 18 年度に 4 件及び 19 年度に 2 件、ii) 任意調査を 18 年度に 123 件及び 19 年度に 112 件実施している。</p> <p>これらについて、農林水産大臣の指示を受けてから立入検査の実施までの期間をみたところ、すべて 7 日間以内であった。</p>	<p>表 1-(1)-ア - (ア)-③ 表 1-(1)-ア - (ア)-④</p>
<p>② 農政局・事務所は、立入検査により品質表示基準の違反又は有機 J A S 表示の違反（注）を確認し、当該事業者に対して文書による改善措置（措置命令、改善指示及び文書指導）を行った場合には、原則として当該事業者から改善報告書を徴し、その改善状況について確認するための調査（以下「改善確認調査」という。）を実施することとしている。</p> <p>（注） 「有機 J A S 表示の違反」は、J A S 法第 19 条の 15 第 2 項の規定に違反して、有機農産物ではないのに有機農産物である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をすることをいう。同項の規定に違反した者に対する当該表示の除去命令等の権限は、都道府県知事に委任されておらず、広域事業者、県域事業者を問わず、農林水産省が立入検査を行うこととされている。</p>	<p>表 1-(1)-ア - (ア)-⑤ 表 1-(1)-ア - (ア)-⑥</p>
<p>しかし、平成 18 年度及び 19 年度の立入検査において、9 農政局・事務所が違反事業者に対して措置命令（都道府県の措置要求を受けて実施した措置命令を含む。）又は改善指示を行った 8 件について、改善報告の受理及びその後の改善確認調査の実施状況を調査したところ、改善確認調査が遅延（改善命令を行ってから約 7 か月）しているものが 1 件みられた。</p>	<p>表 1-(1)-ア - (ア)-⑦</p>
<p>③ 改善報告の受理後、違反事業者に再発防止策を確実に講じさせ、その履行状況を確認することが、食品の品質表示基準の違反の防止を図る上で重要であると考えられる。</p> <p>しかし、上記 8 件のうち、改善報告を受理し、改善確認調査が実施された 7 件について、改善報告の受理から改善状況の確認調査までの処理期間を調査したところ、31 日間以上を要しているものが 6 件みられた。</p> <p>なお、これら 6 件について、農林水産省は、「本省指示により、事業者が再</p>	<p>表 1-(1)-ア - (ア)-⑧ 表 1-(1)-ア - (ア)-⑨</p>

発防止策を講じている最中ではなく、その効果が確認できると判断した時期に改善確認を行ったものである。」としている。

(4) 任意調査

【制度の概要】

前述のとおり、JAS法第20条第3項の規定に基づき実施される農林水産省の立入検査は、品質表示基準に違反した又はその疑いのある事業者の店舗等に立ち入り、関係資料等を検査して違反の事実を確認するため実施されるものである。

また、農林水産省は、食品の表示については、表示の欠落や齟齬を除き、根拠書類等の確認をしなければ違反しているかどうかなどを確定できないものであり、①同省に寄せられる疑義情報のみでは確たる根拠と言えないこと、②詳細な事業内容も不明な段階であることから、その疑義を解明するため、事業者等の協力を得て、農林水産省設置法第4条第5号に掲げる所掌事務（日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。））として、根拠書類等の任意の調査を実施している。

当省がこの任意調査の実施状況を調査したところ、任意調査は、強制力を持って行うものではなく、調査担当者の任免が行われていない点で立入検査と異なるものであるが、事業者に対する調査事項は立入検査と同じである。農林水産省は、強制力を持った調査を行わなければ疑義を十分に解明できない場合には、立入検査を実施するとしている。

農林水産省が平成18年度の立入検査・任意調査の結果に基づき広域事業者に対する改善指示及びその旨の公表を行った案件について、立入検査・任意調査の着手から改善状況の確認までの状況を調査したところ、表2のとおりとなっている。

表2 立入検査・任意調査の着手から改善状況の確認までの状況

実施内容
i) 立入検査では、まず、検査命令書及び立入検査をする職員の身分を示す証明書を示し、強制的な検査であり、忌避すれば罰則が適用される旨を告知
ii) 3人の職員が検査（調査）を実施し、品質表示基準違反を裏付ける関係書類を徴取するとともに、関係事業者との間で、違反事実等に関する確認書を取り交す。その上で、不適正表示のあった食品の販売状況、原材料等の仕入状況、関係会社の概要、検査（調査）担当職員の所見等を取りまとめた報告書を作成
iii) 検査（調査）終了後、関係事業者に対し、不適正表示の是正、原因の究明・分析、再発防止対策の実施、指示に基づき講じた措置に関する改善報告等を文書で指示
iv) 指示に併せて、本件の関係企業名、違反事実等を公表
v) 指示に基づき講じた措置を取りまとめた改善報告の提出を指示
vi) 改善報告の受理後、2人の職員が確認調査を実施し、改善を裏付ける関係書類を徴取するとともに、その結果を取りまとめた報告書を作成

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一の地方農政事務所が立入検査・任意調査を実施し、その結果に基づき、農林水産大臣が広域事業者に対してJAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示を行った案件について整理した。

【調査結果】

a 任意調査の実績

今回調査した9農政局・事務所における平成18年度及び19年度の任意調査の実施状況をみると、調査対象機関別及び広域・県域事業者別の件数は、表3のとおり、2か年で2,445件となっており、これらのうち、県域事業者に対するものは1,296件(53.0%)となっている。

表3 9農政局・事務所における任意調査の実績及び改善措置状況 (単位：件)

調査対象機関等	区分	実施 件数	改 善 措 置						計	措置 不要
			措置 命令	指示 ・公表	文書 指導	文書 啓発	嚴重 注意	その 他		
北海道 農政事 務所	件 数	322	0	1	64	17	0	20	102	220
	(うち県域)	(286)	(0)	(0)	(55)	(17)	(0)	(18)	(90)	(196)
東北農 政局	件 数	314	0	1	21	9	0	1	32	282
	(うち県域)	(238)	(0)	(0)	(5)	(5)	(0)	(1)	(11)	(227)
東京農 政事務 所	件 数	508	0	5	59	5	1	1	71	437
	(うち県域)	(165)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(163)
北陸農 政局	件 数	202	0	2	17	2	0	4	25	177
	(うち県域)	(61)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(4)	(6)	(55)
東海農 政局	件 数	393	0	4	65	0	5	1	75	318
	(うち県域)	(219)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(4)	(215)
大阪農 政事務 所	件 数	180	0	8	70	5	4	3	90	90
	(うち県域)	(52)	(0)	(0)	(6)	(0)	(1)	(2)	(9)	(43)
広島農 政事務 所	件 数	84	0	2	9	3	1	2	17	67
	(うち県域)	(29)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(27)
香川農 政事務 所	件 数	82	0	1	6	1	0	14	22	60
	(うち県域)	(57)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(10)	(12)	(45)
福岡農 政事務 所	件 数	360	2	3	38	2	2	76	123	237
	(うち県域)	(189)	(1)	(0)	(17)	(0)	(0)	(66)	(84)	(105)
計	件 数	2,445	2	27	349	44	13	122	557	1,888
	(うち県域)	(1,296)	(1)	(0)	(90)	(26)	(2)	(101)	(220)	(1,076)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 本表は、平成18年度及び19年度の件数である。

また、これらの農政局・事務所は、平成18年度及び19年度に、立入検査と合わせて2,466件の立入検査・任意調査を行っているが、任意調査の占める割合は99.1%と高い。

これらを、広域事業者・県域事業者別にみると、広域事業者では任意調査が99.0% (1,161件のうち1,149件)、同じく県域事業者でも99.3% (1,305件のうち1,296件)となっている。

b 任意調査の実施状況

(a) 任意調査の実施方針に係る問題点

① 上記aのとおり、9農政局・事務所における平成18年度及び19年度の任意調査の実施件数のうち、県域事業者に対するものが53.0%を占めている。

そこで、県域事業者に対する任意調査1,296件から320件を抽出し、当該調査の端緒を調査したところ、

表1-(1)-ア
-(イ)-①

- i) 巡回調査（一般調査及び特別調査。後述項目 1 (1)イ参照）で品質表示基準の違反を把握（98 件）、
- ii) 食品表示 110 番に対する一般消費者等からの情報提供（54 件）、
- iii) センターの買上分析により判明した疑義表示（30 件）、
- iv) 食品表示ウォッチャー（後述項目 1 (1)イ参照）からの情報提供（5 件）、
- v) 牛トレーサビリティ調査で発見された違反（9 件）、
- vi) 県域事業者からの自主申告（2 件）、
- vii) その他（46 件）

となっている（残りの 76 件は有機 J A S 表示の違反に関するもの）。これら i) から vii) までを端緒として実施した任意調査 244 件は、いずれも県域事業者の品質表示基準の違反に係るものであった。

しかし、J A S 法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する措置命令及び改善指示は都道府県の事務であることを踏まえると、i) 広域事業者に対する措置命令及び改善指示の施行に必要である場合や、ii) 広域事業者か県域事業者かが特定できない場合を除いて、まず都道府県に情報提供すべきものと考えられる。

これら 244 件について、任意調査の理由を調査したところ、都道府県等から調査の依頼を受けたとして、農政局・事務所が単独で実施したものが 8 農政局・事務所、62 件（25.4%）みられた。これらの中には、文書によらず、口頭（電話）で調査依頼を受けたとしているものが 7 農政局・事務所、45 件ある。また、都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済みとして農政局・事務所が単独で実施したものが 6 農政局・事務所、64 件（26.2%）みられた。しかし、これらのうち 4 農政局・事務所（27 件）では、事前調整に関する文書が存在しない。残る 2 農政局・事務所（37 件）では、事前調整に関する文書は存在するとしているものの、1 農政事務所（24 件）は、文書上、包括的に調査の実施を委任するものとされていないにもかかわらず、包括委任を受けたとして単独で調査を行っている。

また、上記の都道府県等から任意調査の依頼を受けたとして、農政局・事務所が単独で実施した 62 件のうち 58 件は、農政局・事務所が一般調査等で把握した不適正表示等の疑義に係る情報を都道府県等に提供し、その後、当該都道府県等からの調査依頼を受けたとしているものである。

そこで、これら 58 件について、疑義の把握から任意調査の着手までの期間を調査したところ、平均日数は 28.5 日であり、7 日間以上を要したものが 42 件（72.4%）あった。これら 42 件の中には、調査を失念していたなどの理由から、120 日間以上要しているものが 4 件みられた。このことは、国と都道府県との責任の所在を不明確にするおそれがある。

なお、今回調査した 9 農政局・事務所の中には、県域事業者に対して文書指導又は文書啓発を行っているものが 6 農政局・事務所、13 件（文書指導 3 件及び文書啓発 10 件）みられた。

表 1-(1)-ア
-(1)-②
表 1-(1)-ア
-(1)-③

② 上記 a のとおり、9 農政局・事務所における平成 18 年度及び 19 年度の広域事業者に対する立入検査・任意調査の実施件数のうち任意調査の実施件数の割合は、99.0%と高い。

そこで、3 地方農政局及び北海道農政事務所に対し、当該案件について立入検査又は任意調査のいずれを実施するか、その判断基準の有無を調査したところ、いずれの局所も判断基準はないとしている。

さらに、北海道農政事務所が、広域事業者に対し任意調査を行った 36 件の内容を調査したところ、センター本部が「原産地表示が異なる可能性が高い」とする客観的な検査結果があったにもかかわらず、「産地偽装の疑いで任意調査を行ったところ、事業者から資料提供等に十分な協力が得られず、疑義の有無を確認できないまま処理を終えたもの」が 1 件みられた。本件については、任意調査において事業者から協力が得られない時点で、JAS 法に基づく立入検査の権限を行使し、疑義の内容を検証する必要があるものと考えられる。

ちなみに、平成 20 年 8 月に発生した「事故米穀の不正規流通」に関して、同年 11 月の「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」(注)の「調査報告書(第一次取りまとめ)」では、問題の発生原因の一つとして、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号)第 52 条において、主要食糧の販売者等に対する立入検査や報告徴求の権限が定められている。しかし、実際には本省が指示した場合を除いて、この権限は行使されておらず、農林水産省(地方農政事務所等)による事故米穀の買受人に対する検査については、売買契約に基づく調査に終始していた」ことが指摘されている。

(注) 平成 20 年 9 月 19 日、事故米穀の不正規流通の原因究明、責任の所在の明確化について第三者による徹底した検証・検討を行うため、法曹関係者、消費者問題の専門家等の 8 人を構成員とし、内閣府に設置された。

③ 上記①及び②のとおり、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての明確な判断基準がなく、立入検査・任意調査のうち 99.1%が任意調査であることを踏まえると、安易に任意調査を行っていることがうかがわれる。また、平成 21 年 4 月の JAS 法の一部改正による事業者に対する規制の強化(注)の動向にかんがみ、事業者に対する監視・指導の透明性及び消費者の信頼性を確保する観点からも、立入検査の権限を行使して事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化することが必要であると考えられる。

(注 1) どのような場合に立入検査の権限を発動できるかという点について、最高裁判決(最決昭和 48 年 7 月 10 日刑集 27 卷 7 号 1205 頁)は、所得税法の質問検査権の発動は、客観的な必要性があることを要件としており、学説でも、立入検査を必要と認める合理的な理由が必要としている。

(注 2) 飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、議員立法により、JAS 法の一部が改正され、事業者に対する規制の強化が行われた(平成 21 年 5 月 30 日施行)。

i) 品質表示基準の遵守に関する規定の新設(第 19 条の 13 の 2)

ii) 品質表示基準違反に係る公表に関する規定の新設(第 19 条の 14 の 2)

表 1-(1)-ア
-(イ)-④

iii) 原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する直罰規定の新設（第23条の2）

④ JAS法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する措置命令及び改善指示は、都道府県の事務とされており、国と都道府県の役割分担及び責任の所在を明確にする必要があることを踏まえると、県域事業者に対する任意調査は、i) 日本農林規格制度におけるJASマークの不正使用や不正な認定等に関する場合、ii) 指定農林物資に係る日本農林規格に定める名称の表示（「有機農産物」等）に違反する可能性がある場合、iii) 広域事業者に対する措置命令及び改善指示の施行に必要である場合、iv) JAS法第21条及び第21条の2の規定に基づく農林水産大臣に対する申出を受け付けた場合を除き、原則として、都道府県が行うことが適当と考えられる。

すなわち、国が任意調査を行う場合は、原則として、国が立入検査を行える事業者に対して実施すべきものと考えられる。

また、上記①のとおり、本来、都道府県が実施すべき県域事業者に対する任意調査に当たり、農政局・事務所によっては、i) 都道府県等から口頭（電話）で調査依頼を受けたとしている例、ii) 都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済みとしているものの、事前調整に関する文書が存在しない例、文書上、包括的に調査の実施を委任するものとされていない例などがあつた。これらについては、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整（電子メールによる調整を含む。）する必要があると考えられる。（注）

（注） 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会での地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成11年7月8日）において、「自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。」とされている。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6第1項において、「国の行政機関は、自治事務として普通地方公共団体が処理している事務と同一の内容の事務を法令の定めるところにより自らの権限に属する事務として処理するときは、あらかじめ当該普通地方公共団体に対し、当該事務の処理の内容及び理由を記載した書面により通知しなければならない。」と規定されている。

(b) 任意調査の実施上の問題点

9農政局・事務所が行った任意調査2,445件のうち684件を抽出し、その実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 食品表示110番等を端緒に疑義情報を把握した場合、一般消費者の信頼を確保する上で、また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、速やかに調査を行うことが重要であると考えられる。

そこで、疑義情報を把握してから任意調査に着手するまでの期間が確認できた487件をみると、7日間（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）以上を要しているものが237件（注）（48.7%）あつた。

これらの中には、平成18年11月から19年2月までの間に行われた「し

表1-(1)-ア
-(イ)-⑤

いたけの表示に関する特別調査」において、小売店舗等で疑義情報を把握しているにもかかわらず、速やかな調査が行われていないものが7件みられた。これら7件について疑義情報を把握してから任意調査に着手するまでに要した平均日数は、53.4日間となっている。

(注) 237件の中には、土曜日、日曜日及び祝日に営業していない中間流通業者に係るものが含まれている。

- ② 農政局・事務所は、任意調査により品質表示基準の違反又は日本農林規格違反を確認し、当該事業者に対して文書による改善措置（措置命令、改善指示及び文書指導）を行った場合、自主申告により任意調査を実施するなど、特別な事情があるときを除き、原則として当該事業者から改善報告を受領し、その後、当該事案の改善確認調査を実施している。改善報告の受領後、再発防止策の履行を確認した後に迅速な改善確認調査を行うことが、食品の品質表示基準違反の防止を図る上で重要であると考えられる。

そこで、9農政局・事務所が広域事業者及び有機JAS関連事業者に対して措置命令及び改善指示又は文書指導を行った123件のうち、改善報告を受領し改善確認調査が行われた103件について、改善報告の受領から改善状況の確認までの処理期間を調査したところ、31日間以上を要しているものが83件（80.6%）みられた。（注1、2）

(注1) 農林水産省は、改善報告の受領から改善状況の確認までの期間について、平成19年8月まではおおむね3か月で処理する方針であった。しかし、平成19年6月の食肉加工卸売会社の食肉偽装事件のように悪質性のある偽装行為が中小企業で行われたケースを踏まえて、当該方針を廃止している。

他方、農林水産省の平成18年度及び19年度の「生鮮食品の表示調査マニュアル（小売店舗用）」において、「啓發文書の施行後、原則1か月以内に確認調査を実施する」とされていることから、今回この処理方針を参考に、31日間以上を要した事案がどの程度あるか調査したものである。

(注2) 当省が抽出した任意調査684件には、広域事業者及び有機JAS関連事業者に対するものが439件あり、さらに、これらの中には、自主申告を端緒として調査を行ったものが29件あった。

表1-(1)-ア
-(イ)-⑥

【所見】

したがって、農林水産省は、食品表示監視業務の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者に対する監視・指導の透明性及び消費者の信頼性を確保する観点から、今後は、立入検査の権限を行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化すること。
- ② 任意調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者の疑義を解明するために当該県域事業者に対して任意調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に所轄の都道府県と文書により調整するとともに、国は都道府県を補完する観点から実施すること。
- ③ 疑義情報を把握した場合は、疑義が特定できないもの及び情報提供者の勘違いであることが容易に疑われるものを除いて、速やかに立入検査、任意調査等を実施す

ること。

- ④ 立入検査等で発見した不適正表示について、違反事業者からの改善報告の受理から改善確認調査の実施までの進行管理などの処理方針を設定し、その結果について点検する仕組みを設けること。

表 1-(1)-① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文対照表）

（下線部分は改正部分）

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>（製造業者等が守るべき表示の基準）</p> <p>第 19 条の 13 <u>農林水産大臣</u>は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、<u>農林水産省令</u>で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。</p> <p>一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項</p> <p>2 <u>農林水産大臣</u>は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（製造業者等が守るべき表示の基準）</p> <p>第 19 条の 13 <u>内閣総理大臣</u>は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、<u>内閣府令</u>で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。</p> <p>一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項</p> <p>2 <u>内閣総理大臣</u>は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 <u>農林水産大臣</u>は、<u>第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。</u></p> <p>7 （略）</p>
<p>（品質に関する表示の基準の遵守）</p> <p>第 19 条の 13 の 2 製造事業者等は、前条の第 1 項から第 3 項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。</p>	<p>（品質に関する表示の基準の遵守）</p> <p>第 19 条の 13 の 2 （改正なし）</p>
<p>（表示に関する指示等）</p> <p>第 19 条の 14 <u>農林水産大臣</u>は、前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により定められた同条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第 2 項の規定により定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>農林水産大臣</u>は、前 2 項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>（表示に関する指示等）</p> <p>第 19 条の 14 前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により定められた同条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第 2 項の規定により定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、<u>内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）</u>は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>内閣総理大臣</u>は、<u>第 1 項又は第 2 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>5 <u>農林水産大臣</u>は、<u>第 1 項又は第 2 項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつ</u></p>

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）

消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）

(公表)
第 19 条の 14 の 2 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

(報告及び立入検査)
第 20 条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第 19 条の 13 第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第 2 項において同じ。）、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 (略)

(センターによる立入検査)
第 20 条の 2 (略)

2 農林水産大臣は、前条第 2 項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 農林水産大臣は、前 2 項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 センターは、前項の指示に従って第 1 項又は第 2 項に規定する立入検査を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

たときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

(公表)
第 19 条の 14 の 2 (改正なし)

(報告及び立入検査)
第 20 条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第 2 項において同じ。）若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣（第 19 条の 14 第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第 19 条の 13 第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前 3 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5・6 (略)

(センターによる立入検査)
第 20 条の 2 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前条第 3 項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 農林水産大臣は、前 3 項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 センターは、前項の指示に従って第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）

消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）

5 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（都道府県が処理する事務等）

第 23 条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第 23 条の 2 第 19 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2 年以下の懲役又は 2 百万円以下の罰金に処する。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～七 （略）

八 第 19 条の 14 第 3 項の規定による命令に違反した者

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第 20 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第 20 条の 2 第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 29 条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 23 条の 2 又は第 24 条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 （略）

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 農林水産大臣は、第 3 項の規定による立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

7 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査については、前条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

（権限の委任等）

第 23 条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第 23 条の 2 （改正なし）

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～七 （略）

八 第 19 条の 14 第 4 項の規定による命令に違反した者

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第 20 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 20 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 29 条 （改正なし）

表 1-(1)-ア-(7)-① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文対照表）

（下線部分は改正部分）

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第 11 条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。以下この項及び第 4 項において同じ。）に関するものは当該都道府県の知事が、第 2 号及び第 4 号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第 19 条の 13 第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資（以下この項において「表示基準設定農林物資」という。）の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第 3 号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第 2 号から第 4 号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第 2 号及び第 3 号に掲げるものにあつては、法第 19 条の 14 の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>二 法第 19 条の 14 第 1 項及び第 2 項に規定する指示並びに当該指示に係る法第 19 条の 14 の 2 に規定する公表に関する農林水産大臣の権限に属する事務</p> <p>三 法第 20 条第 2 項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務</p> <p>三 法第 20 条第 2 項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務</p> <p>四 法第 21 条第 1 項に規定する申出の受理及び同条第 2 項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。）</p> <p>2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があ</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第 12 条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第 23 条第 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げる事務（第 3 号及び第 4 号に掲げる事務にあつては、法第 19 条の 14 の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。第 9 項において同じ。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第 19 条の 14 第 1 項又は第 2 項の規定による指示及び当該指示に係る法第 19 条の 14 の 2 の規定による公表（いずれも製造業者等（法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。以下この項において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下この条において「特定製造業者等」という。）に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事</p> <p>二 法第 19 条の 14 第 1 項又は第 2 項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第 4 項の規定による命令及び当該命令に係る法第 19 条の 14 の 2 の規定による公表（いずれも特定製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事</p> <p>三 法第 20 条第 3 項の規定による製造業者等に対する報告の徴収に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>四 法第 20 条第 3 項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務 当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>五 法第 21 条の 2 第 1 項の規定による申出の受付及び同条第 2 項の規定による調査（いずれも法第 19 条の 13 第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第 19 条の 14 第 3 項及び第 5 項並びに第</p>

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>るものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 1 号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 2 号又は第 3 号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で製造業者等に関するもの（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に関するものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 農林水産大臣は、法第 21 条第 2 項に規定する調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 4 号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務のうち法第 21 条第 2 項に規定する調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。</p>	<p>20 条第 6 項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 1 号に掲げる事務を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 2 項に掲げる事務を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事務（特定製造業者等に関するものを除く。）を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等について法第 20 条第 3 項の規定による報告の徴収又は立入検査を行った結果、当該特定製造業者等が法第 19 条の 13 の 2 の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第 19 条の 14 第 1 項若しくは第 2 項の規定による指示に係る措置（第 1 項本文の規定により同項第 1 号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとつていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第 21 条の 2 第 2 項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>8 都道府県知事は、第 1 項本文の規定により同項第 5 号に掲げる事務のうち法第 21 条の 2 第 2 項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>9 第 1 項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第 3 号から第 5 号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。</p>

表 1-(1)-ア-(7)-② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文
対照表）
(下線部分は改正部分)

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>(権限の委任)</p> <p>第 79 条 第 1 号に掲げる農林水産大臣の権限でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者等（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものを除く。）に関するものは当該地方農政局長に、第 2 号に掲げる農林水産大臣の権限（法第 19 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）で法第 19 条の 13 第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資（以下この条において「表示基準設定農林物資」という。）の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に、第 3 号に掲げる農林水産大臣の権限（法第 19 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長に、第 4 号に掲げる農林水産大臣の権限で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>二 法第 19 条の 14 第 1 項及び第 2 項に規定する指示並びに当該指示に係る法第 19 条の 14 の 2 に規定する公表に関する農林水産大臣の権限</p> <p>二 法第 20 条第 2 項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限</p> <p>三 法第 20 条第 2 項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限</p> <p>四 法第 21 条第 1 項に規定する申出の受理及び同条第 2 項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。）</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第 77 条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第 19 条の 14 第 1 項又は第 2 項の規定による指示及び当該指示に係る法第 19 条の 14 の 2 の規定による公表（いずれもその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにある製造業者等（その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものを除く。）に関するものに限る。）に関する事務 当該地方農政局長</p> <p>二 法第 20 条第 3 項の規定による製造業者等に対する報告の徴収に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長</p> <p>三 法第 20 条第 3 項の規定による製造業者等に関する立入検査に関する事務 当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長</p> <p>四 法第 21 条の 2 第 1 項の規定による申出の受付及び同条第 2 項の規定による調査（いずれも法第 19 条の 13 第 1 項から第 3 項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものに限る。）に関する事務 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長</p>

表 1-(1)-ア-(7)-③ 疑義情報の把握から立入検査の実施までの期間

(単位：件、日間)

区分	実施 件数	疑義品目	疑義内容	把握の端緒	疑義情報の把握から立入検査の実施までの期間	備考
全国案件	10	牛挽肉	牛挽肉の偽装	本省からの情報提供	3	} 同一業者
		牛挽肉	牛挽肉の偽装	本省からの情報提供	3	
		牛挽肉	牛挽肉の偽装	本省からの情報提供	3	
		乾めん類	そば粉の配合割合、原料原産地等	センターの分析	25	※
		純粹はちみつ	はちみつに糖類使用	センターの分析	2	
		洋菓子	賞味期限切れ原材料の使用	報道	4	
		果汁 100%飲料	加糖、酸味料表示の欠落	センターの分析	1	
		牛肉	銘柄牛の偽装	センターの分析	27	※
		和菓子	期限表示の改ざん	東海農政局からの情報提供	2	
		プリン、シュークリーム	消費期限延長	報道	1	
ブロック 案件	2	さといも	産地偽装	食品表示 110 番	27	※
		玄米	異品種混入	米穀特別調査	12	※
県域案件	7	牛挽肉	牛挽肉の偽装	本省からの情報提供	3	
		牛挽肉	牛挽肉の偽装	本省からの情報提供	3	
		牛挽肉	牛挽肉の偽装	本省からの情報提供	3	
		精米	異品種混入	都知事からの報告書	9	※
		玄米	迂回取引	関係業者の調査	3	
		玄米	迂回取引	関係業者の調査	3	
		牛肉	銘柄牛の偽装	本省からの情報提供	6	
有機 JAS 案件	2	有機玄米	有機ほ場に化成肥料を撒布	食品表示 110 番	19	※
		しょうゆ	JAS マークの不適正な表示貼付	食品表示 110 番	47	※

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 9農政局・事務所が、平成 18 年度及び 19 年度に実施した立入検査 21 件について、不適正表示を発見してから立入検査を実施するまでの日数等を計上している。

なお、疑義情報を把握してから立入検査の実施までに 7 日間以上を要したものには、「備考」欄に「※」を付した。

3 「疑義情報の把握から立入検査の実施までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。

4 「有機 JAS 案件」とは、JAS 法第 19 条の 15 の規定に基づく「指定農林物資に係る日本農林規格に定める名称の表示」の違反（以下「有機 JAS 表示違反」という。）に関するものである。

表 1-(1)-ア-(7)-④ 疑義情報の把握から立入検査の実施までに7日間以上を要している例（5件）

調査対象機関	【事業者の種類】 (措置状況)	期間	左の期間を要した理由（農林水産省本省の説明）
東北農政局	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 19. 3. 30 把握日 (19. 2. 19) 検査日 (19. 3. 15)	25 日間	本件については、東北農政局が行政評価局調査官に提出した資料「立入検査報告書」にあるとおり、当初は任意調査として実施したものであり、調査の着手は平成19年2月27日である。発見から調査又は検査まで24日間を要したのではない。
大阪農政事務所	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 20. 3. 19 把握日 (19. 12. 21) 検査日 (20. 1. 16)	27 日間	不適正表示の疑いがあることを発見した日は、平成19年12月21日である（調査表では12月13日）。なお、当該事案は、別件調査から当該事業者名が出てきたものであり、当該事業者が通販しているものを買い上げるための準備に時間を要したものである。 買上げ後、周辺調査を行いつつ、立入検査の準備を進めた結果、平成20年1月9日付け農林水産大臣命令により、同月16日から立入検査を行ったものであり、極めて速やかな対応をしたものである。
東京農政事務所	【ブロック事業者】 (措置不要) 把握日 (平 19. 3. 9) 検査日 (19. 4. 4)	27 日間	当該案件については、平成19年4月の立入検査に入る以前、当該事業者を始め多くの県域事業者が介在する複雑な取引関係を持った事案であった。このため、立入検査を検討する一方で、これまでの任意調査で入手したデータ等を整理しており、関東農政局長による立入検査命令も平成19年3月からとしつつも、日程は（調整中）のまま指示を出したものであり、無為に時間を要したのではない。
大阪農政事務所	【ブロック事業者】 (措置不要) 把握日 (平 19. 1. 22) 検査日 (19. 2. 2)	12 日間	本件疑義業者については、平成17年度に近畿農政局長から指示を受けている事業者であり、平成19年1月22日に通知を受けた分析結果を踏まえ、当該業者に違反事実が確認されれば、命令案件となることから、近畿農政局と本省間で立入検査を行うかどうかも含めて対処方針を協議したものであり、その結果、同年1月30日付け近畿農政局長命令により、同年2月2日から立入検査を行ったものであり、極めて速やかな対応を行ったものである。
東京農政事務所	【県域事業者】 (措置命令) 平 19. 9. 12 把握日 (19. 7. 31) 検査日 (19. 8. 8)	9 日間	本件は、東京都が不適正表示を行った県域事業者に対して指示を行ったものの改善されなかったため、平成19年7月31日、農林水産省に改善命令の要請があったものである。 なお、当該事業者に対する農林水産大臣命令による立入検査は、平成19年8月7日付けで行われており、命令書どおり同月8日から立入検査を行っているのみならず、都と連携している面からみても極めて速やかな対応が行われているものである。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省本省は、疑義情報の把握後、立入検査を実施するまでの期間について、以下のとおり説明している。

(1) 個別の案件処理については、マニュアル的に一律に判断すべき基準を設けることは適切ではなく、当省では、個別案件処理に関しては、すべて速やかに対処することとしている。一律に整理した結果、その範囲内であればよいというのであれば、仮に消費者の信頼の確保が図れなかったとしてもよいのか、ということにもなりかねないものである。

(2) 当省における J A S 法違反に関する個別事案処理は、一部調査マニュアルや判断のための指針はあるものの、指示・命令に及ぶような事案については、消費者利益の保護を図る観点を最も重要視した対応を行っているところであり、今後も画一化した処理を行う予定はない。このことは、7日間以内であればよいという考えはなく、あくまでも速やかに行うよう疑義商品の特定状況、違反事業者の業域、関連事業者（共謀関係）の有無、違反の内容・程度等を考慮して、全国業者に関しては、本省が個別に指示を出している。実際に立入検査等に着手する際には、それらの周辺事情に加え、関係機関との連携を踏まえて行うことは当然であり、立入検査等をできる限り容易に行うために必要な準備である。このことをおろそかにして、7日間以内に立入検査等に着手しても意味はない。

なお、本表の5件には、関連事業者の有無と調査の必要性や違反の程度が極めて薄い取引先の調査等も含まれており、それらを加味することなく一律に整理することは著しく問題であると考えられるものである。

表 1-(1)-ア-(7)-⑤ センターの立入検査及び任意調査の実績

(単位：件)

調査対象機関	区分	平成 18 年度		19 年度		計	
		立入検査	任意調査	立入検査	任意調査	立入検査	任意調査
センター本部		2	23	0	29	2	52
センター本部	横浜事務所	0	18	0	22	0	40
札幌センター	小樽事務所	0	7	1	5	1	12
仙台センター		1	16	0	7	1	23
名古屋センター		0	4	1	11	1	15
神戸センター		1	31	0	19	1	50
神戸センター	岡山事務所	0	14	0	6	0	20
福岡センター	門司事務所	0	10	0	13	0	23
	計	4	123	2	112	6	235

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-ア-(7)-⑥ センターの立入検査に係る指示から実施までの期間

(単位：件、日間)

調査対象機関	区分	立入検査 件数	立入検査の指示から実施までの期間			
			期間別の件数		平均	最長
			当日	2 日間以上 7 日間未満		
センター本部		2	0	2	2.0	2
センター本部	横浜事務所	0	0	0	-	-
札幌センター	小樽事務所	1	0	1	2.0	2
仙台センター		1	0	1	2.0	2
名古屋センター		1	0	1	6.0	6
神戸センター		1	0	1	5.0	5
神戸センター	岡山事務所	0	0	0	-	-
福岡センター	門司事務所	0	0	0	-	-
	計	6	0	6	3.2	6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 18 年度及び 19 年度にセンターが農林水産大臣の指示を受けて実施した立入検査の件数である（平成 18 年度 4 件及び 19 年度 2 件）。

3 「立入検査の指示から実施までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。

表1-(1)-ア-(7)-⑦ 立入検査による改善措置後の指導状況

(単位：件)

区分	指導の種類	事業者の種類	実施件数	改善措置後の指導状況				
				改善報告の受理			改善の確認	
				実施	不要	未実施	実施	遅延
品質表示基準違反	措置命令	県 域	1	0	1	0	0	1 (約7か月間)
	改善指示	全 国	5	5	0	0	5	0
有機 JAS 表示違反	措置命令		2	2	0	0	2	0
計			8	7	1	0	7	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に実施した立入検査による改善措置後の指導状況の件数を計上している。

3 「県域」は、都道府県の改善指示に従わない事業者に対し、都道府県の措置要求を受けて立入検査したものである(以下の表において同じ)。

4 「改善の確認」欄の「約7か月間」とは、措置命令を発してから改善の確認までに要した期間を示す。

表1-(1)-ア-(7)-⑧ 立入検査に係る事務処理期間

(単位：件、日間)

区分	指導の種類	事業者の種類	実施件数	事務処理の期間					
				疑義情報の把握から検査まで	検査から措置まで	措置から改善報告の受理まで	改善報告の受理から改善の確認まで	疑義情報の把握から改善の確認まで	
				品質表示基準違反	改善指示	全 国	5	①	25
②	2	29	33					94	190
③	1	10	22					85	116
④	27	42	31					78	197
⑤	2	2	22					39	64
有機 JAS 表示違反	措置命令		2	⑥	19	10	32	86	145
				⑦	47	33	13	28	135

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 本表は、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に実施した立入検査のうち、改善報告及び改善確認が行われている7件について、全体の処理日数とその処理経過別の内訳を記載したものである。

3 本表の処理期間は、各欄別に初日から最終日までをカウントしているため、初日又は最終日が重複している場合がある。

4 立入検査が複数回実施されている案件(①以外の6件)については、次の期間を算入している。

(1) 「疑義情報の把握から検査まで」は、疑義情報の把握日から最初の立入検査の初日までの期間。

(2) 「検査から措置まで」は、最後の立入検査の最終日から改善指示又は措置命令の措置を講じた日までの期間。

また、改善確認が複数回実施されている案件(①及び⑦の2件)については、次の期間を算入している。

(1) 「改善報告の受理から改善の確認まで」は、改善報告の受理日から最初の改善確認の初日までの期間。

(2) 「疑義情報の把握から改善の確認まで」は、疑義情報の把握日から最後の改善確認の初日までの期間。

5 上記3及び4から、「疑義情報の把握から検査まで」、「検査から措置まで」、「措置から改善報告の受理まで」及び「改善報告の受理から改善の確認まで」の処理期間の合計は、「疑義情報の把握から改善の確認まで」の処理期間と一致しない。

表 1-(1)-ア-(7)-⑨ 改善報告の受理から改善確認までに1か月以上を要した理由

調査対象機関	【事業者の種類】 (措置状況)	期間	左の期間を要した理由（農林水産省本省の説明）
東北農政局	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 19. 3. 30 改善報告受理 (19. 5. 1) 改善確認 (19. 8. 29)	121 日間	本省指示により、改善状況が確認できると判断した時期に改善確認調査を行ったものである。
東京農政事務所	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 18. 10. 6 改善報告受理 (18. 11. 7) 改善確認 (19. 2. 8)	94 日間	同上
大阪農政事務所	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 18. 5. 26 改善報告受理 (18. 6. 16) 改善確認 (18. 9. 8)	85 日間	同上
大阪農政事務所	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 20. 3. 19 改善報告受理 (20. 4. 18) 改善確認 (20. 7. 4)	78 日間	本件については、該当事業者の社屋移転と社名変更が予定されていたこと、当該事業者担当者の健康上の理由により、近畿農政局が実施可能と判断した時期に行ったものである。
大阪農政事務所	【全国事業者】 (改善指示・公表) 平 19. 10. 22 改善報告受理 (19. 11. 12) 改善確認 (19. 12. 20)	39 日間	施設の撤去を行うとの企業側の報告を踏まえて、その状況確認を含めて改善確認を行ったものである。
北陸農政局	【県域事業者】 (措置命令・公表) 平 19. 9. 21 改善報告受理 (19. 10. 22) 改善確認 (20. 1. 15)	86 日間	本件については、有機 J A S 規格違反であるが、事業者が提出した再発防止策を踏まえて、北陸農政局、センター及び本省の 3 者で協議して行ったものである。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省は、以下の理由により、「改善確認調査を行う時期について明示したものはなく、あくまでもケースバイケースで処理している。」と説明している。

(1) 個別の事案における改善報告書は、違反の程度、内容だけでなく、企業の体質や体力等を踏まえた品質管理体制やこれのチェック体制、包材の見直し、さらに、違反事実が公表された場合には、当該企業のマスコミ対策を含めた改善策等が改善報告書として提出されている。

(2) 企業によっては、改善報告書の提出そのものがマスコミ監視の下、行われる場合がある。

(3) 改善報告書について、企業の体制等を考慮し必要に応じて当省担当官がアドバイスをを行う場合があるが、再三にわたり、改善報告内容を差し替えるケースも現実には生じている。

(4) J A S 法に基づく品質表示基準違反で指導等を行った事業者における当省の改善確認調査は、違反事実が改善されていることを現認するために行うものであり、企業側が提出した改善策、品質管理体制が十分機能しているかどうかを確認するために行っているものであり、画一的に期限を付して行うものではないとの整理の下、提出した企業に応じて処理している。このため、報告書内容によってはおおむね 1 か月から 2 か月程度で確認できるものもあるが、そうでない場合もある。

表 1-(1)-ア-(イ)-① 県域店舗に対して任意調査を行った理由等（抽出）

（単位：件）

調査対象機関	区分	抽出件数	県域店舗に対して任意調査を行うこととなった端緒								左の県域店舗に任意調査を行った理由						
			品質表示基準関連								有機 JAS 関連	都道府県等から調査の依頼を受けたとして実施	うち単独実施	都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済として単独で実施	広域事業者に対する指示等の施行に必要なもの	広域が特定できないもの	計
			巡回調査で品質表示違反を把握	食品表示 110 番の情報提供	センターの買上分析による疑義	食品表示ウォッチャーの情報提供	牛トレサの調査で違反を把握	事業者からの自主申告によるもの	その他	小計							
北海道農政事務所		42	27 【5】	0	4	0	0	0	4	35 【5】	7	7	2	24	4	0	35
東北農政局		39	12 【2】	8 【1】	5	4	0	0	0	29 【3】	10	28	12	0	0	1	29
東京農政事務所		32	2	17	4	0	0	0	5	28	4	17	12	2	4	5	28
北陸農政局		36	1 【1】	1	0	0	8	0	0	10 【1】	26	0	0	9	0	1	10
東海農政局		34	7	1	4	0	0	0	19	31	3	14	13	13	3	1	31
大阪農政事務所		37	9	4	0	0	0	0	11	24	13	7	3	4	11	2	24
広島農政事務所		24	7	9	1 【1】	1 【1】	0	1	3	22 【2】	2	10	1	0	3	9	22
香川農政事務所		35	25 【1】	7	0	0	1	0	0	33 【1】	2	30	9	0	1	2	33
福岡農政事務所		41	8 【1】	7	12	0	0	1	4	32 【1】	9	10	10	12	6	4	32
計		320	98 【10】	54 【1】	30 【1】	5 【1】	9	2	46	244 【13】	76	123	62	64	32	25	244

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 18 年度及び 19 年度に県域店舗に対して任意調査を実施した 1,296 件から 320 件を抽出して調査した。
 3 【 】内は、調査対象 9 農政局・事務所が文書指導又は文書啓発を行ったものであり、内数である。
 4 「牛トレサの調査で違反を把握」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年 6 月法律第 72 号）第 19 条に基づく検査等において、JAS 法に基づく品質表示基準違反を把握したものである。
 5 「有機 JAS 関連」は、有機 JAS 表示違反に関するものであり、本表示事項に係る法第 19 条の 16 に定める国の指導権限は都道府県に委任されていないため、店舗の種類を問わず、国が立入検査等を行っている。
 なお、「指定農林物資」とは、JAS 法施行令第 10 条の規定に基づき指定された有機農産物（有機野菜、有機栽培米等）及び有機農産物加工食品（有機農産物を使用したジュース等）をいう。一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、「有機（オーガニック）」と表示する指定農林物資は、必ず認定を受けた業者が生産し、規格に適合した証明として、有機 JAS マークを付したものでなければ販売できないとされている。
 6 北海道農政事務所の「都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済として単独で実施」欄の 24 件は、文書上、包括的に調査を委任するものとされていないにもかかわらず、包括委任を受けたとして単独で調査を行っているものである。

表 1-(1)-ア-(4)-② 農政局・事務所が単独で実施した任意調査の不適正表示等の疑義の把握から調査実施までの期間

(単位：件、日間、%)

調査対象機関	調査対象件数 ①	疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間								7日間以上要しているもの (②+③+④+⑤=⑥)	割合 ⑥/①×100
		期間別の件数						平均	最長		
		当日	2日間以上7日間未満	7日間～30日間 ②	30日間～60日間 ③	60日間～120日間 ④	120日間以上 ⑤				
北海道農政事務所	2	0	0	1	0	0	1	74.0	127	2	100.0
東北農政局	10	3	0	5	1	1	0	23.9	105	7	70.0
東京農政事務所	12	3	4	5	0	0	0	7.6	23	5	41.7
東海農政局	13	4	2	7	0	0	0	8.5	22	7	53.8
大阪農政事務所	1	0	0	0	1	0	0	37.0	37	1	100.0
広島農政事務所	1	0	0	1	0	0	0	10.0	10	1	100.0
香川農政事務所	9	0	0	7	0	2	0	34.4	79	9	100.0
福岡農政事務所	10	0	0	6	0	1	3	70.7	199	10	100.0
計	58	10	6	32	2	4	4	28.5		42	72.4

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 9農政局・事務所が、平成18年度及び19年度に都道府県等から依頼を受けたとして、単独で実施した任意調査62件のうち、一般調査等で不適正表示等の疑義を把握していた58件について計上した(平成18年度35件及び19年度23件)。ただし、北陸農政局は該当がない。
 3 「疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。

表 1-(1)-ア-(4)-③ 不適正表示等の疑義の把握から任意調査まで120日間を超えている例

(単位：日間)

調査対象機関	区分	処理期間				農政局・事務所が疑義を把握してから任意調査の実施まで	長期を要した理由
		農政局・事務所が疑義を把握してから都道府県に情報提供するまで	都道府県に情報提供してから任意調査の依頼を受けるまで	都道府県から任意調査の依頼を受けてから実施するまで	平均		
北海道農政事務所		7	8	114	127	合同調査の実施の協議・調整に時間を要したため。 結果として単独で実施	
福岡農政事務所	①	43	14	120	175	調査の実施を失念していたため。	
	②	21	14	120	153	同上	
	③	3	1	197	199	同上	

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 本表は、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に都道府県から依頼を受けたとして、単独で実施した任意調査のうち、疑義情報の把握から任意調査までの期間が120日間を超えている4件について計上した。
 3 疑義情報を把握した時点の中には、他の農政局・事務所からの情報を受けた日数を含む。
 4 本表の処理期間は、各欄別に初日から最終日までをカウントしているため、初日又は最終日が重複している。
 5 上記4から、「農政局・事務所が疑義を把握してから都道府県に情報提供するまで」、「都道府県に情報提供してから任意調査の依頼を受けるまで」及び「都道府県から任意調査の依頼を受けてから実施するまで」の処理期間の合計は、「農政局・事務所が疑義を把握してから任意調査の実施まで」の処理期間と一致しない。

表 1-(1)-ア-(イ)-④ 任意調査で食品事業者の協力が得られず、産地偽装の疑義を確認できないまま処理を終えた例

平成 18 年 9 月 14 日、北海道農政事務所の「食品表示 110 番」に、農産物の産地について、「中国産を国産（群馬県産）と偽装表示」している旨の通報があった。

北海道農政事務所は、農林水産省本省と協議の上、当該疑義品目を買い上げ、センター本部に成分分析を依頼した。

同本部で無機元素分析を行った結果、「原産地が中国である可能性が高い」との判定が得られたので、北海道農政事務所にその旨連絡した。

これを受けて、北海道農政事務所は、任意調査の実施を決定し、11 月 7 日、北海道農政事務所が本件食品事業者に対して任意調査を行った。

しかし、当該事業者は、①原料農産物の仕入先、加工農産物製品等の販売先リスト、店別発注集計表等の閲覧拒否、②原産地情報の伝達状況に関する聴取拒否など、任意調査に対する協力状況が悪く、北海道農政事務所では、関係資料も十分確認できなかった。

この結果、北海道農政事務所は、本件に係る農産物が国産か中国産かの事実を確認できないまま、農林水産省本省と協議し、処理を終了することとした。

なお、本件に関する「任意調査報告書」においては、11 月 14 日に次回調査を実施する予定と記されていたが、北海道農政事務所は、農林水産省本省と協議の結果、「立入検査に移行したとしても、証拠の確認ができない」と最終的に判断し、再度の任意調査を見送った（同事務所に対する当省の聴取結果）。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-ア-(イ)-⑤ 疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間

(単位：件、日間、%)

違反の種類等	区分	調査対象件数 ①	疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間								7日間以上要しているもの (②+③+④+⑤=⑥)	割合 ⑥/① ×100
			期間別の件数						平均	最長		
			当日	2日間以上7日間未満	7日間～30日間 ②	30日間～60日間 ③	60日間～120日間 ④	120日間以上 ⑤				
品質表示基準違反	全国	199	24	82	73 【1】	11	7	2	13.3	129	93 【4】	46.7
	ブロック	116	10	47	52 【2】	7	0	0	9.8	58	59 【3】	50.9
	県域	97	17	28	27	7	16	2	22.9	135	52	53.6
有機JAS表示違反		75	15	27	27	6	0	0	9.8	42	33	44.0
計		487	66	184	179 【3】	31 【1】	23 【3】	4	13.7		237 【7】	48.7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 18 年度及び 19 年度の件数である。
 3 「疑義情報の把握から任意調査までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。
 4 【 】内は、平成 18 年 11 月から 19 年 2 月までに行われた「しいたけの表示に関する特別調査」によって把握された疑義情報をもとに任意調査が行われた件数であり、内数である。

表 1-(1)-ア-(4)-⑥ 任意調査に伴う改善報告の受理から改善の確認までの期間（抽出）

（単位：件、日間、％）

区分 違反の種類等			抽出した表示基準違反件数	左のうち調査対象件数 ①	改善報告の受理から改善の確認までの期間								平均	最長	31日間以上要しているもの (②+③+④+⑤=⑥)	割合 ⑥/① ×100
					期間別の件数						平均	最長				
					当日	2日間～7日間未満	7日間～31日間	31日間～60日間 ②	60日間～91日間 ③	91日間～120日間 ④						
品質表示基準違反	改善指示	全国	19	16	0	0	0	4	4	7	1	81.9	146	16	100.0	
		ブロック	8	8	0	0	2	3	1	2	0	54.9	108	6	75.0	
	文書指導	全国	29	17	0	0	0	6	9	2	0	67.9	99	17	100.0	
		ブロック	32	30	0	0	4	7	9	6	4	79.1	220	26	86.7	
有機JAS表示違反	措置命令	2	2	0	0	1	1	0	0	0	31.5	34	1	50.0		
	文書指導	33	30	1	3	9	9	7	1	0	39.9	94	17	56.7		
計			123	103	1	3	16	30	30	18	5	63.5		83	80.6	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 18 年度及び 19 年度に、9 農政局・事務所が、任意調査の結果、広域店舗に対して措置命令、改善指示又は文書指導を行った 123 件のうち、改善報告を受理し、改善の確認を行った 103 件について計上した。

3 「改善報告の受理から改善の確認までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。